

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
小型無人機妨害器材（設置型）設置 現地調査	仕 様 書 番 号	
	作 成	令和 7 年 4 月 2 1 日
	変 更	
	作成部隊等名	西部方面航空隊本部通信

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊健軍駐屯地及び陸上自衛隊高遊原分屯地において使用する小型無人機妨害器材（設置型）設置現地調査について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-C000001によるほか、次による。

a) 官側

契約担当官等，監督官及び検査官をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GS-C996749 小型無人機妨害器材（設置型）

2 役務に関する要求

役務に関する要求は，調達要領指定書によるほか，次による。

2.1 役務実施場所

役務実施場所は，陸上自衛隊健軍駐屯地及び陸上自衛隊高遊原分屯地内とする。

2.2 役務実施日

細部日程については，官側との調整による。

2.3 役務機器等

役務機器は，表1による。

表1－役務機器

品名	単位	数量
小型無人機妨害器材（設置型）	セット	1

2.4 役務の内容

a) 小型無人機妨害器材（設置型）設置に必要な資器材等の見積り

b) 現地調査に基づく見積書の作成

2.5 資格

対象機器のソフトウェア及び取扱操作に必要な専門的技能を有するものとする。

3 監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する。

4.2 秘密保全

秘密保全は次による。

- a) 各駐・分屯地の立入りに際しては、所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 各駐・分屯地内で作業を行う場合の行動（入門手続、火気取扱い、撮影禁止箇所、作業用通行路など）は当該駐・分屯地の規則及び駐・分屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外の立入りを禁止する。
- c) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また本契約終了後も同様とする。

4.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意喚起をするものとする。

4.4 官の設備等の使用

官の設備等を使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を得て、官の設備を使用するものとする。

4.5 その他

その他は次による。

- a) 役務履行で発生した発生材及び梱包材などは契約の相手方が処分するものとする。
- b) 作業の期間中、建物及び施設などを損傷しないように十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- c) 現在使用しているシステムが継続して使用できるよう、全体の運用を考慮しながら現地調査を実施すること。
- d) その他の必要事項については、調達要領指定書によって示すものとする。

4.6 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に関する疑義が生じた場合、契約担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	5S941A40001
	調達要求年月日	令和7年4月21日
	作成部課	西部方面航空隊本部通信
	作成年月日	令和7年4月21日
品名	小型無人機妨害器材（設置型）設置現地調査	

指定事項

2.4 役務の内容

完了日，実施場所，装備品名及び内容は表1による。

表1－役務の内容

完了日	令和7年6月30日（月）まで
実施場所	陸上自衛隊健軍駐屯地（熊本県熊本市東区東町1丁目1-1） 陸上自衛隊高遊原分屯地（熊本県上益城郡益城町大字小谷1812）
装備品名	小型無人機妨害装置（設置型）
役務内容	1 小型無人機妨害器材（設置型）設置に必要な資器材等の見積り 2 現地調査に基づく見積書の作成
細部項目	1 小型無人機妨害器材（設置型）設置に必要な資器材等の見積り (1) アンテナ設置場所の選定及び設置要領の確認 (2) アンテナ設置場所から操作部への構成経路及び必要な資器材の見積り 2 現地調査に基づく見積書の作成 (1) 設置作業及び必要な資器材の費用見積り (2) 役務機器の取扱操作及び設定要領の教育費用見積り 教育対象 健軍・高遊原 各10名程度

4.1 提出書類

提出書類は表2による。

表2－提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期
1	役務実施計画	2部	西部方面航空隊本部通信	契約締結後
2	役務作業関係者名簿	2部		契約締結後
3	作業記録表 （役務完了調書）	2部		各日の作業終了 後速やかに
4	見積書 （設置及び取扱操作教育）	2部		現地調査完了後
5	機器間配置図	2部		現地調査完了後
6	機器設置要領	2部		現地調査完了後
7	機器接続図	2部		現地調査完了後

4.5 d) その他の必要事項

- a) 1日の作業時間は0815～1700（1200～1300を除く。）の7時間45分とする。
ただし，監督官が別途指示した場合はそれに従う。
- b) 役務に必要な機材，消耗品及び工具等は契約の相手方が準備する。
- c) 車両の駐車場は，官側が提供するものとする。
- d) スタッフ等の役務期間中の食事等は，契約の相手方が準備する。
- e) 細部については，官側との相互調整により実施するものとする。
- f) その他必要な事項は，監督官が指示する。